

熊本大学大学院法曹養成研究科 平成21年度既修者認定試験問題

民 法

平成21年1月11日（日） 10：00～11：30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、第1問と第2問とで異なります。それぞれ正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、各問につき1枚の解答用紙（裏面使用も可）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

[第1問] (配点 : 50点)

Aは、かつては中学校の美術の教師であったが、現在は定年退職して、気ままに絵を描いて楽しむかたわら、自己の所有する絵画を希望する者に貸貸して生活費の足しにしている。Aは、ある有名画家の絵画を取得したが、レプリカ(複製)であると思い、10万円でBに売却した。この価格はレプリカとしては通常の価格であったが、実はこの絵画はレプリカではなく本物であり、時価100万円であった。Bは本件絵画の引渡しを受けた後、喫茶店を経営しているCに6万円で半年間これを貸貸した。この賃料は通常よりもかなり高額であったが(本件絵画がレプリカであれば、その賃料は、通常、半年間で6千円が相場)、それはBが本件絵画の飾りつけなどに工夫を加えて、Cの店の雰囲気を大いに高めるようにした結果であった。その後、この貸貸借のちょうど終了する頃に、Aは本件絵画が本物であることに気づき、Bに対して本件売買は無効であるとして、その返還を請求したが、本件絵画はCの店舗の隣家の火事によりCの店舗とともに焼失してしまった。

A・B間の法律関係について論じなさい。

[第2問] (配点 : 50点)

Aは、建築会社Bに依頼して、自己の所有する土地上に鉄筋コンクリート造り9階建ての建物を共同住宅として建築した。ところが、Bの手抜き工事のため、建物完成後4年を経過した頃に、廊下、床、壁のひび割れ、はりの傾斜、鉄筋量の不足、バルコニーの手すりのぐらつき、排水管の亀裂やすき間などの瑕疵のあることが判明した。すなわち、本件建物は、建物としての基本的な安全性を欠いており、使用に耐えず、建て替えしかない状態であった。

- (1) Aは、Bに対してどのような主張をすることができるか。根拠を明示して論じなさい。
- (2) 本件建物が、その完成直後に、その敷地とともにAからCに売却されていた場合、CはA・Bに対してどのような主張が可能か。根拠を明示して論じなさい。

以上